

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 8 月 18 日付け大住吉市民第 87 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 7 月 15 日付け大住吉市民第 64 号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 1 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載のとおり公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、別表の（え）欄に記載の公開請求のうち「平成 22 年度 住吉区地域振興会決算書」の部分（以下「本件請求」という。）に係る公文書として「平成 22 年度 住吉区地域振興会決算書」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、本件決定を行った。

また、別表の（え）欄に記載の公開請求のうち本件請求を除く部分について、平成 23 年 7 月 15 日付け大住吉保福健第 98 号により部分公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 7 月 21 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 普通の決算書には会計監査報告書・附属明細・収支計算書（出納整理簿）等がある

はずである。それがなぜ公開されないのか。

「大阪市地域振興会・大阪市赤十字奉仕団運営のてびき」（平成 20 年 10 月作成）（以下「運営のてびき」という。）を見ても、決算書と事業報告書を作ることとしている。それなのに実施機関では決算書（1 枚）しか作成していないのか。その上、他の書類も作らなければならないという認識すらないのか。

- 2 本件文書は、平成 23 年 7 月 5 日付け大住吉総第 66 号で既に公開されていないか。公開されていたのなら既公開公文書である。それをなぜ未公開文書として本件決定をするのか。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 住吉区地域振興会（以下「住吉区地振」という。）では、決算にあたり「決算書」、「会計監査報告書」及び「収支計算書」等会計書類並びに「事業報告書」を作成している。

しかし、実施機関では、住吉区地振の会計業務について、平成 22 年度より大阪市コミュニティ協会住吉区支部（以下「住吉区コミ協」という。）に委託している。よって、一連の決算関係書類については、住吉区コミ協が作成し、保管しているものである。

実施機関では、住吉区地振の平成 22 年度の決算関係書類のうち、「平成 23 年 4 月度 連合会長会議」において入手した「平成 22 年度 住吉区地域振興会決算書」、「会計監査報告書」及び「平成 22 年度 住吉区地域振興会事業報告」を保有している。

しかしながら、本件請求書には、「平成 22 年度 住吉区地域振興会決算書」と記載されていたため、実施機関として保有している決算関係書類のうち「平成 22 年度 住吉区地域振興会決算書」のみを特定し、本件決定を行ったものである。

- 2 なお、異議申立人が行った平成 23 年 9 月 5 日付け公開請求の「住吉区において、平成 22 年 5 月～平成 23 年 7 月の連合会長・連合女性部長会議に配布された全文書」に対する 9 月 20 日付け公開決定及び部分公開決定において「平成 22 年度 住吉区地域振興会決算書」、「会計監査報告書」及び「平成 22 年度 住吉区地域振興会事業報告」を閲覧に供している。

第 5 審査会の判断

- 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について、本件文書を特定したのに対し、異議申立人は本件文書以外に存在する文書を改めて特定した上で、公開するように求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定において、本件文書のみを特定したことの妥当性であり、新たに本件文書として特定すべき文書の存否である。

3 本件文書の特定について

異議申立人は、本件文書以外に、会計監査報告書・附属明細・収支計算書（出納整理簿）等も特定し公開すべきであり、また、運営のてびきには、決算書と事業報告書を作ることとしているが、実施機関は決算書（1枚）しか作成していないのかと主張している。

一般的に、実施機関は公開請求に際して、具体的に何が知りたいかを公開請求者から十分に聴取した上で、文書特定を行うことが望ましい。

この点について、実施機関に確認したところ、住吉区地振の会計業務は、住吉区コミ協に委託されており、そもそも決算書を含む決算関係書類は、実施機関では作成していないとのことである。また、実施機関は、決算関係書類として本件文書以外に「会計監査報告書」及び「平成22年度 住吉区地域振興会事業報告」を保有しているが、異議申立人は本件請求において「平成22年度 住吉区地域振興会決算書」と明記しており、記載された文言と完全に一致する公文書が存在していることから本件文書を特定したとのことであった。

別表の（え）欄に記載の公開請求については、特定職員の平成21年6月分の勤務状況が分かる全文書という包括的な指定方法と、特定職員の平成21年6月分の市内出張交通費請求明細書という個別具体的な指定方法を使い分けている中で、本件請求については、平成22年度住吉区地域振興会決算書という限定的な件名を記載していることを踏まえると、実施機関が、本件請求に対して、本件文書のみを特定したことについて、問題があるとは認められない。

なお、異議申立人は既公開公文書として対応すべきであった旨主張している。既公開公文書等の提供については、大阪市の実施機関が保有する情報の提供及び公表の実施に関する指針第9条において、請求者から申出があった場合、公開請求の手続を求めることなく、既公開公文書で対応する旨の規定がある。本件請求においては、異議申立人から本件決定までに既公開公文書での対応に関する申出がなかったことから、実施機関において、本件請求について本件決定を行ったことについて事務手続上何ら問題はない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 曾我部真裕

別表

(あ)	諮問書	平成23年8月18日付け大住吉市民第87号
(い)	決定	公開決定
(う)	請求日	平成23年7月1日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	・平成21年度時点 所属コード 73330 ○○、所属コード 73330 ○○の平成21年6月分の勤務状況が分かる全文書（市内出張・超勤等含む）及び同所属○○の平成21年6月分の市内出張交通費請求明細書 ・平成22年度 住吉区地域振興会決算書【本件請求】
(お)	本件決定通知書に記載された公文書の件名	平成22年度 住吉区地域振興会決算書
(か)	異議申立て年月日	平成23年7月21日
(き)	担当	住吉区役所市民協働課

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第26号

年 月 日	経 過
平成23年8月18日	諮問
平成24年1月27日	異議申立人から意見書の提出
平成24年2月20日	審議（論点整理）
平成24年3月6日	実施機関理由説明
平成24年4月17日	審議（論点整理）
平成24年5月17日	審議（答申案）
平成24年5月29日	審議（答申案）
平成24年6月13日	審議（答申案）
平成24年6月27日	答申